

「スポーツクラブ 21 有岡」 クラブハウス利用の手引き (平成17年5月作成)

伊丹市立有岡小学校(以下「小学校」という)敷地内に設立された「スポーツクラブ21有岡」(以下「本クラブ」という)のクラブハウス利用につき、以下の通り、手引きを記す。

(1) クラブハウスの利用にあたって

- ① 本クラブのクラブハウスは小学校の敷地内にあり、利用者は学校教育、及び、小学校内の安全に支障をきたさないよう配慮しなければならない。
- ② 本クラブの発展、繁栄のため、本クラブ会員に開かれたクラブハウスを目指す。

(2) 使用目的

クラブハウスは、以下の目的のために利用される：

- ① 本クラブを機能的に、且つ、円滑に運営するための拠点とする。
- ② 本クラブに関わる運営及び活動に必要な物品の保管等を行なう。

(3) 利用対象者

クラブハウスの利用は、原則的に本クラブ会員に限定する。

(4) 利用時間

クラブハウスの利用時間は、原則として以下に定める通りとする：

平日：	16:00～21:00
休日(土曜日含む)：	09:00～21:00

(5) 利用者の遵守事項

小学校内の施設(クラブハウスを含む)を利用するものは、学校教育活動に支障をきたさないことが原則であるので、以下に定める事項を守らなければならない：

- ① 上記使用目的以外の用途に使用してはならない。
- ② 使用中に起こした一切の事故は利用者の責任とする。
- ③ 小学校内の諸物件(設備、備品、花壇、樹木、窓ガラス、その他)、本クラブの備品の損傷については、使用者が弁償すること。
- ④ クラブハウス内は禁煙とする。
- ⑤ 利用者は、常に事故防止、安全管理に留意すること。
- ⑥ 利用にあたっては、お互い譲り合い、楽しく使用すること。
- ⑦ 利用にあたっては、ここに掲げるほか、学校当局および本クラブの指示に従うこと。
- ⑧ 利用者は、利用記録簿に記入すること。
- ⑨ 利用者は、利用後関係箇所の整理と清掃をすること。
- ⑩ 持ち込んだもの(ごみ等)は必ず持ち帰ること。
- ⑪ 利用者は、利用後に全ての電源を切り、窓、戸など、全てに施錠すること。

- ⑫ 利用にあたっては、許可なく学校敷地内に自動車(原付自転車、自動二輪車を含む)を乗り入れたり、校門付近に駐車したりしないこと。
- ⑬ 緊急車両の進入を妨げないように、自転車は指定された駐輪場にとめること。
- ⑭ 駐車場を使用する場合には、防犯のため門を必ず閉めること。

(6) 本クラブ及び小学校との連携

クラブハウス利用者は、小学校に迷惑をかけないようにしなければならない。また、利用にあたって本クラブおよび小学校と充分連絡を取り、指導助言を得るように努めること。